

日本共産党の谷藤利子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目は保育行政についてです。

国の規制緩和政策によって保育の営利化ともいうべき事態が進行しています。2000年、社会福祉法人などに限定されていた認可保育所の設置者に関する規制が緩和され、営利企業などの参入が容認されました。2003年には指定管理制度が導入され、公立保育所の管理者にも営利企業が参入できるようになりました。今や保育は企業にとって大きなビジネスチャンスととらえられています。この2月に妙典駅に近いところにオープンしました株式会社日本保育支援協会が経営する認可保育園、この代表が書いた「誰も教えてくれない『保育園』ビジネスの始め方・儲け方」という本、これには、保育所でいかにお金をかけないでビジネスとしてもうけるかのノウハウが書かれています。同会社のホームページを見ました。このトップには、ビジネスとしての保育園のメリットとして、保育士の資格がなくても経営に着手できる、急速に高まる保育ニーズに抜群の市場性がある、加盟金や初期費用などは巨額を要するようなものではない、複数の保育園の展開も可能で、ビジネスメリットを高めることができるとあり、昨年7月には東京、12月には埼玉、ことし2月には妙典にと、わずか10カ月で3カ所もオープンしています。いずれも無認可保育によるビジネスの発想です。これまで公立保育園や社会福祉法人が積み上げてきた福祉としての保育事業を、フランチャイズのチェーン店のように、ビルの一 corner を借りて、設備と人件費にできるだけお金をかけないでもうけるビジネスとしてとらえています。私はこの本やホームページを見て、このままにしてはいけないという思いでいっぱいになりました。

そして先日、この妙典の保育園を視察してまいりました。経営者が書いた本やホームページにあるように、できるだけお金をかけずにもうける保育ビジネス、この実態を見た思いでした。保育は児童福祉法に定められた子供の権利保障を最優先に考える公的な営みです。こうした動きが保育そのものを根本から覆すことになりかねません。このままでいけば、市川市の保育事業の質と責任が問われてくるのではないのでしょうか。今、市川市では待機児解消のための保育園増設を、すべて民間保育園で計画しており、5月開設の保育園を入れて、園庭がない認可保育園が4カ所になります。こうした規制緩和の中で、保育の本来の児童福祉としての公的な目的が達成されていくのかどうか、大変心配をしているところです。

そこで伺います。1点目として、市川市における保育の規制緩和の実態、今後の考え方をお聞かせください。

2点目として、こうした規制緩和の中で福祉としての保育水準を維持していくために、市川市としての基準を設けて検証を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

こども部長。

(1)保育の基準緩和、(2)民間保育園の保育水準の検証に関するご質問にお答えいたします。

まず、(1)の基準緩和についてでございます。国は、平成7年度から3次にわたる規制改革計画を策定し、この計画に基づき、行政の各般の分野にわたり規制改革を推進いたしております。保育の分野におきましても、定員の弾力化を初めとしてさまざまな規制が緩和されております。そこで、お尋ねの本市における規制緩和の実態と今後の考え方について、まず規制緩和の主なものと本市の状況からお答えいたします。

初めに、入所定員の弾力化がございます。この規制緩和は、市町村において待機の状況がある場合に、児童福祉施設最低基準、その他の基準を遵守することを条件に、一定の範囲内で定員を上回る児童の入所を可能とするもので、本市では、公私立すべての園で実施いたしております。次に、分園の設置についてであります。この規制緩和は、一定の条件のもとに保育園について分園の設置を認めるもので、現

在、公立保育園で1カ所、民間保育園で1カ所、合計で2カ所の分園が設置されております。次に、不動産の賃貸借に関する規制緩和であります。これは、一定の条件のもとに土地、または建物の貸与を受けて設置する保育園の認可を可能とするもので、民間保育園3園がこれに該当いたします。次に、屋外遊技場、いわゆる園庭についてであります。この規制緩和は、園庭にかわるべき公園、広場、寺社境内等が保育園の付近にあるのであれば、これを屋外遊技場にかえて差し支えないとするもので、民間保育園3園がこれに該当します。次に、調理の委託についてであります。この規制緩和は、保育園内の調理場における調理業務の委託を可能とするもので、民間保育園1園がこれに該当します。次に、設置主体の規制の緩和であります。これは、地方公共団体や社会福祉法人だけでなく、企業や学校法人、NPO等が認可を受けて保育園の設置運営を行うことを可能とするもので、民間保育園3園がこれに該当いたします。

次に、今後の考え方についてであります。このような保育の分野における一連の規制緩和は、保育園における待機児童の解消が緊急の課題となる中、この課題に対する地域の実情に応じた取り組みを容易にする観点をも踏まえたものであります。都市部における保育園整備の困難度等を勘案した場合、本市にとって国の規制緩和に沿った保育園整備等は避けて通れない課題であろうと考えております。

次に、(2)民間保育園の保育水準の検証についてお答えいたします。保育水準を検証する仕組みといたしましては、県による児童福祉行政指導監査がございます。この監査は、児童福祉施設の措置費や最低基準等の実施状況が関係法令に照らし適正に実施されているかをつまびらかにし、必要な助言、勧告、または是正の措置を講ずるなどにより児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保しようとするもので、毎年実施されております。市といたしましても、県の指導監査にあわせて市から補助している人件費、管理費等の補助金が適正に執行されているか実地に調査し、その結果に基づき必要な助言、指導を行っているところであります。また、各保育園においては、利用者からさまざまな形で寄せられる意見やご要望等に応じ、その都度、設備や運営についての点検、検証を行い、開かれた保育園運営のもと、保育水準の維持向上に努めているところであります。本市において民間保育園の保育水準、保育サービスが高い評価を受けておりますのは、長年にわたる民児協指導によるこのような取り組みの成果であろうと考えます。しかしながら、一方、企業による保育園運営については、まだ緒についたばかりであり、実績という点では不十分であります。

そこで、2月に妙典に開園いたしました株式会社により設置運営がなされる保育園につきましては、企業が県の設置認可を受ける際に、市は当該株式会社から確約書をとる形で第三者評価による検証等を義務づけたところであります。ご指摘の市独自の基準づくりにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

谷藤利子議員。

それでは、再質問させていただきます。

まず、保育行政につきましてですが、さまざまな規制緩和施策で、市の方針としては、この方針を避けて通れないというご答弁があったのですが、やはり今一番問題になっている保育を福祉という位置づけをしているのかどうかということが最大のポイントかというふうに思います。原則として今後の方向としては、やはり企業による認可園、この参入は市川市としては認められないという、その方向性でいくべきではないかなと、今回の例を1つの大きな教訓に、そういうふうに考えておりますが、その辺についていかがでしょうか。

それから、2点目の検証の問題です。特に第三者評価をすることになっている、基準について検討するという前向きなご答弁ではありましたが、まず私が一番今問題にしております妙典にオープンした株式会社による認可保育所、やはりここをきちんと実態をつかむことがまず必要だと思うのですが、この実態を把握されているのでしょうか、お聞かせください。

それから、私、先日、ここの場所を視察させていただきました。常任委員会で視察していただきたいとお願いしたのですが、無理ということでしたので、個別に何人かの方々と行ってまいりました。大変驚いたのですが、マンションの1階ですから、入るともうすぐワンフロアですべて見通せます。玄関とフロアの仕切り、これは仮設的なものを置いてあるだけです。フロアに入りますと、年齢ごとの仕切りは高さ50cmほど、大人がまたいで歩けるようなものですね。しかも、移動できる。子供でも押せば倒れるようなものすべてが仕切られています。赤ちゃんのベッドも、この仕切りかわりに置かれていますから、そのすき間から手を入れれば、だれでも、幾らでもさわることができるという状態です。4、5歳児が元気に遊ぶ遊戯室、専用の遊戯室という形になっていません。大きな音、声などを出して大きな子が遊び始めたら、年齢ごとの睡眠とか食事とか、遊びとか、年齢ごとの発達を促す設定保育、その保障はできません。何より安全性が保障できないというふうに思います。それから、成長につながる遊びの教材 実は市川市ではありませんけれども、隣の船橋市で元公立の保育をしていたという元保育士さん2人と一緒に行ってまいりましたが、遊びの教材がない、子供の発達の保障もできていないということです。それから、調理室、これが一般家庭よりも小さい。普通の家よりも小さい。配膳台もない。食事の献立は公立と同じですということでしたけれども、もしそうだとすれば、ゼロ歳から5歳までの年齢ごとの食事、52人分をつくれるような調理室ではとてもありません。食器の乾燥機や消毒の施設もありません。1つ1つ大変驚くばかりでした。食中毒でも起きたら、これはどこの責任になるのでしょうか。早急に改善をするべきだと思いますし、事務室も、机が1つ入るだけです。職員の休憩室もありません。これは違反だというふうに私は思いますし、これは、いずれにしても改善をするところばかりがはっきりと私はわかりました。

質問ですが、年齢ごとの食事、睡眠、遊び、基本的な生活と安全、これが保障できるように保育室、遊戯室、調理室、調理器具、職員の休憩室、玄関、すべて施設の抜本的な改善が必要だというふうに思いますが、ぜひその点を早急に、4月に入ると4、5歳児も入ってくるやに聞いています。52人が、ここのワンフロアで、こういう状態で過ごすことはとてもできませんから、早急に施設の改善をするように具体的な手だてが必要だと思いますが、どうされますか、お聞かせください。

それから、職員の待遇の問題です。職員さんは9時間半の拘束時間で働いているということです。ワンフロアです。休憩室もありません。これは職員さんにとっては耐えがたい状況ではないかというふうに思います。そもそもこういう拘束時間で延長保育を含めてやっていただくということが労働基準法に反してはいないでしょうか。それから、給与体系、就業規則、福利厚生など、きちんとされているのでしょうか。市としては実態をつかんでいますか。公私格差がない市川市ですから、民間の認可保育園でお金をかけないでしっかりと補助金は受けるということになれば、大変な問題にもなるわけです。その辺、職員の待遇の実態、改善が必要だという認識があるのかどうか、その点をお聞かせください。

それから、2月からオープンして、まだ1カ月ちょっとしかたっていないわけですが、職員さんが数名もうやめているというふうに聞いています。やはり資格を持った職員さん、ほかのところで経験をされている職員さんであれば、これは保育をするということと責任をとれないというふうに思ったのではないかなというふうに私は思うのですが、なぜそういう状況になったのか、その辺の実態について把握されていますでしょうか。いずれにしても、早急に改善をするべきだというふうに思いますが、いかがで

しょうか。

そして、やはりこういうふうの開園をしてから初めてこういう問題が見えてきたということ自体に、私はやっぱり議会としても市民の保育、福祉の事業をしっかりと検証するという立場からも、やはり責任を感じております。まさか認可園がこのような水準で始めるとは思わないということが、そもそも背景にあったというふうには私は思います。認可をするということ自体、その時点で、開園する前に、やはり保育の質の基準、検証、これがしっかりとつくられて、そこを満たさなければ、これは開園はできないということを、やはり1つの大きな教訓としていかなければならないというふうに思うんですね。その点についてもう1度お聞かせください。

こども部長。

保育園に関するご質問にお答えいたします。ご質問が多岐にわたりますので、なるべく簡潔に申したいと思います。

その前に、妙典にできている保育園の経営について、10カ月で3カ所の保育園をオープンしたというようなご指摘があったのですが、もう少し前から保育園を運営していると思いますので、ちょっとそれは事実をご確認されたらどうかと思います。

それから、もうけ話のような本という、そういうようなご指摘もあるんですけれども、もともとこの法人は、無認可保育園の設立コンサルタント事業というのをおこなっていますので、私はその本を読んでいないのですが、もしかすると無認可に関する本であったかなというような気がいたします。

それで、ご質問でございますけれども、お答えを逆からにさせていただいて、まずご指摘のあった保育園の方から先にお答えいたします。実態を把握しているかということで、2月に入ってメールによって、給食調理の調理員さんがいなくなってしまうとトラブルが起きているというのが入りましたので、その日に私も現地にすぐ飛んでいっております。ですから、ご指摘のようなことについては、市とすれば把握をいたしております。なお、詳細につきましては、現在調査中という状況でございます。

それから、2点目の施設の抜本的な改革、改善が必要、4月までにすべきだということでございますけれども、調理室につきましては、今月中に改善を施工するという報告を受けております。その他、ご指摘のあった部分について、事実を確認次第、その改善についても指導していきたいというふうに考えます。

それから、職員の処遇に関する問題でございます。労基法違反ではないですかというようなご指摘もございました。これにつきましては、任意ではあるんですけれども、実際に株式会社の社員というか、現場の保育士さん、その人が協力してくれておりますので、実態を今調査して解明中でございますので、法違反等々があれば厳正に対応したいというふうに思います。いずれにしても、今、事実関係の解明を急いでいるというところでございます。

それから、職員がやめた理由はどうかということでございますけれども、やはり調理員さんが4名ぐらい入れかわり立ちかわりの状況ですね。これはやっぱり調理場の環境が余りよくないといったような問題が主な理由だろうというふうに思います。

いずれにしても、詳細調査は間もなく終了しますので、調査状況については、今、県とも連携というか、連絡をとり合っております。県に頼るのではなくて、私どもの有している権限の範囲内ではございますけれども、私どもが率先して詳細な実態調査、解明を今急いでおります。そして、仮にそういった事実、法違反等が明らかになるのであれば、市自体には公権力の行使ということが法的にはなかなかできません。県には改善命令権等、さまざまな権能がありますので、そういった意味で県とも連携をとりながら、厳正な改善指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、認可の時点での検証が必要ではないかということでございます。1回目にお答えしたとおり、法人が、株式会社が県に認可申請をする際に、市は副申というのを出すわけですね。そのときに、大丈夫かなみたいな話はもちろんあるわけですから、私どもは先ほど言いました第三者評価の義務づけですとか、それから利用者も入ったような運営委員会の設置ですとか、そういった確約書という形で取りつけた上で副申をしたということでありまして。それだけでは不十分ではないかというようなご指摘だろうと思いますので、そういうことで、さらにそういう入り口の部分で、県だけではなくて市で何ができるかという、そういう意味の基準は検討してまいりたいと思います。

今後、企業の参入は認めるべきではないのではないかということでございますが、いずれにしても、今時点でこの法人が不適格である云々ということは申し上げるべき状況ではないわけでございます。ただ、仮にこの法人について、運営について問題があるということが明らかになったからといって、だから企業すべてが悪いということにはならないんであろうと思います。ただ、しかしながら、事実上、保護者からは、実は調理室の問題で開園当初はあったんですけど、非難ごうごうということではなくて、保護者の方からは市の方に直接的なクレームというものはそんなに来ていないんです。ただ、実態を見ると改善すべきは改善すべきだろうと思います。ですから、そういうことからいいますと、今の妙典の株式会社、これをきちんとしめせんと、事実上、次の参入というのはできないだろうというふうに思いますので、そういった意味でも厳正にこの法人を導いていきたいというふうに考えております。

以上です。

以上でございます。

谷藤利子議員。

10カ月で3カ所というのがもし間違いであれば訂正させていただきますが、この社長さんが無認可保育所のコンサルタントだと。まさに「誰も教えてくれない『保育所』ビジネスの始め方・儲け方」これは「認可外保育施設の指導監督基準を掲載！」無認可保育施設のと書いてあります。この中に、保育園を始めるときに購入する備品は一般家庭にあるようなものばかりなので、専門店で購入しなければならないグッズはない、ほとんどディスカウントショップや100円ショップなどでそろってしまうというふうに書いてあります。私はあの施設を見て、あの玄関も、あの仕切りも、まさにそのとおりだな、この方が書いている内容のように、無認可保育所の基準でほとんどつくられているんだと思います。それを認可保育園としてしっかりと補助金を受けていくということになれば、この水準でやっていただければ困るということをお願いしたいわけです。

神戸市でゼロ歳から就学前までの45人の定員の営利企業が、5年間で廃園になっておりますけれども、経理ミスが理由で廃園になったということなんです、その内容を見てほとんど類似しているんですね。2、3、4、5歳児のクラスは大部屋でちょっと軽微な仕切りをつくっただけ。それでもこの妙典の保育園と違って、ゼロ、1歳児はちゃんと別の部屋にしているわけです。それから、おもちゃ、絵本、楽器などの教材がほとんどない。管理職や事務職などの保育士以外の職員が常駐していないために、電話、来客などの対応まで保育士がしなければならない、これが認可保育園。5年間で閉園をしたということになっていきます。やはり保育とは何ぞやという視点。何人収容すればもうかるかという視点ではなくて、やはり保育とは何ぞや、福祉とは何ぞやという、そういう視点がやはり欠けているのではないかな。継続的、安定的に実施して成り立つ保育事業、福祉事業、やはりこういう水準にきちんと改善をしていかなければならないというふうに思います。認可した千葉県の実績ということが一番大きいのもかもしれませんが、やはり保育の専門家の目できちんと今検証している最中だということなんです、こ

こをきちんとしなければ、次はできないということもおっしゃいましたが、保育の専門家の目できちんと検証していただきたいと思います。そうすると、失礼ですが、部長さんや課長さんに見えないことも、保育の現場で長年やってきた方々にいっぱい見えることがあるというふうに思いますので、検証の際にも、そういうことをぜひしていただきたいというふうに思います。

それから、私も南行徳公園の向かい側の有限会社の無認可から認可になったところ、ここを見させていただきましたが、全然違います。認可に当たってしっかりと施設改修をして、きちんとした水準の保育園になっています。同じ会社でもこれだけ違うんだということを思うと、やはりこの妙典のところは問題が大きいというふうに改めて思いました。やはり保育水準、この基準づくりをしっかりと、市川市としても県に任せるということではなしに、市川市としての基準、市川市としての保育の水準をきちんとつくっていただいて、市川市独自の検証をしていただきたいと思いますが、もう1度この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

こども部長。

先ほど申しましたとおり、市独自の基準、こういった特殊なところについては基準を設けて、入り口の部分でもきちんとした点検ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

谷藤利子議員。

今、検証をしている最中だということなのですが、それについてはきちんとご報告ください。やっぱり一番問題なのは、実態が隠されてしまうというようなことにならないように、公開をきちんとしていただいて、せっかく始まった保育園ですし、市川市の大切な子供たちを預かっている、公私格差でしっかりと補助金を支給しているわけですから、市川市の責任として改善をるところまできちんと見届けさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。